

令和5年3月10日
松山河川国道事務所

国道11号 新居浜バイパスの工事現場における水道管損傷について

松山河川国道事務所では事業を進めている、国道11号新居浜バイパスの事業中箇所において、水道管の一部を損傷させる事故が発生しました。

現在、現場状況の確認を行っていますが、破損に伴う周辺への影響は発生していません。今後、復旧活動に努めるとともに、今後、同様の事故が発生しないよう十分注意して参ります。

【水道管損傷の概要】

■ 場 所：愛媛県 にい はま 新居浜市 にしき こうじちよう 西喜光地町

■ 事故発生日時：令和5年3月10日（金） 9時00分頃

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

副所長（道路） 木下 賢祐（きのした けんすけ） tel：089-972-0034（代表）

◎工務第二課長 宮武 貴志（みやたけ たかし） tel：089-972-0259（課直通）

◎主な問い合わせ先